

山口県報

平成19年
12月25日
(火曜日)

目 次

規則

- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....二
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則(学事文書課).....三
- 山口県文化芸術審議会規則(文化振興課).....三
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....四
- 山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(医務保険課).....四
- 山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課).....四
- 特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定に関する規則の一部を改正する規則(住宅課).....四
- 山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則(教育政策課).....五
- 告示
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....六
- 教委規則
- 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....六
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....七
- 人委規則
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....二
- 調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....二



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号ロ(2)の表中

山口県民活動 審議会	県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する事務	県民生 活課
山口県文化芸術 審議会	文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する事務	文化振 興課

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第八項第一号中コをエとし、ネからフまでをナからコまでとし、同号ツ中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソ中「第二十一号」を「第二十一号第一項」に改め、同号中ソをツとし、ニからシまでをホからソまでとし、ハの次に次のように加える。

二 法第三十二条第一項の規定に基づき、入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求すること。

第五十四条第八項第二号口中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第一号口」に改め、同号レを削り、同号ソ中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同号ソを同号シとし、同号ツ中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同号中ツをソとし、ネの前に次のように加える。

ツ 条例第九条第五項において準用する住宅条例第二十一条第一項の規定に基づき、入居者が入居の際に同居した親族以外の者の同居の承認をすること。

第五十四条第八項第二号ネ中「第九条第六項」を「第九条第五項」に、「第二十二号」を「第二十二号第一項」に改め、同号ラからオまでの規定中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十項第一号中オをクとし、ツからノまでをネからオまでとし、同号ソ中「第二十二号」を「第二十二号第一項」に改め、同号ソを同号ツとし、同号シ中「第二十一号」を「第二十一号第一項」に改め、同号中レをソとし、ハからタまでをニからシまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の規定に基づき、入居者に対し、県営改良住宅の明渡しを請求すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

1 級	2 級	1 級	2 級
-----	-----	-----	-----

別表第一中

給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
120,200	171,200	121,600	172,600
121,100	172,700	122,500	174,100
122,000	174,200	123,500	175,600
122,900	175,700	124,400	177,100
123,900	177,100	125,400	178,500
124,900	178,600	126,400	180,000
125,900	180,100	127,400	181,500
126,900	181,600	128,400	183,000
127,700	183,100	129,200	184,500
128,700	184,400	130,200	185,700
129,700	185,700	131,200	187,000
130,700	187,000	132,300	188,300
131,500	188,400	133,100	189,700
132,500	189,600	134,100	190,800
133,500	190,800	135,100	192,000
134,500	192,000	136,100	193,200
135,600	193,300	137,200	194,400
136,800	194,600	138,400	195,600
138,000	195,900	139,600	196,700
139,200	197,200	140,800	197,800
140,300	198,300	141,900	198,800
141,500	199,600	143,100	200,000
142,700	200,900	144,300	201,200
143,900	202,200	145,500	202,400
145,100	203,600	146,700	203,600
146,600	204,900	148,200	204,900
148,100	206,200	149,700	206,200
149,600	207,500	151,200	207,500
151,000	208,800	152,600	208,800
152,500	210,100	154,100	210,100
154,000	211,400	155,600	211,400
155,500	212,700	157,100	212,700
157,000	213,800	158,600	213,800
158,800	215,200	160,400	215,200
160,600	216,600	162,200	216,600
162,400	218,000	164,000	218,000
164,200	219,200	165,800	219,200
166,900	220,500	167,500	220,500
167,600	221,800	169,200	221,800
169,300	223,100	170,900	223,100
170,900	224,200	172,500	224,200
172,300	225,400	173,900	225,400
173,700	226,600	175,300	226,600
175,100	227,800	176,700	227,800
176,600	229,000	178,200	229,000
178,000	230,200	179,600	230,200

を
に改める。

179,400	231,400	181,000	231,400
180,800	232,600	182,400	232,600
182,100	233,800	183,700	233,800
183,300	235,000	184,900	235,000
184,500	236,200	186,100	236,200
185,700	237,400	187,300	237,400
186,800	238,600	188,400	238,600
187,900	239,600	189,500	239,600
189,000	240,600	190,600	240,600
190,100	241,600	191,700	241,600
191,200	242,700	192,800	242,700
192,300	243,700	193,900	243,700
193,400	244,700	195,000	244,700
194,500	245,700	196,100	245,700
195,600	246,700	197,200	246,700
196,600	247,600	198,100	247,600
197,600	248,500	199,000	248,500
198,600	249,400	199,900	249,400
199,400	250,400	200,600	250,400
200,300	251,200	201,400	251,200
201,200	252,000	202,200	252,000
202,100	252,800	203,000	252,800
203,000	253,600	203,800	253,600
203,700	254,200	204,400	254,200
204,400	254,800	205,000	254,800
205,100	255,400	205,600	255,400
205,900	255,900	206,300	255,900
206,700	256,400	207,000	256,400
207,500	256,900	207,700	256,900
208,300	257,400	208,500	257,400

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (その他) この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百三三号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(平成十三年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八十三条第二項」を「第百三十四条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第百三十条第一項」に改める。
別記第一号様式中「幼 稚 園」を「幼 稚 園」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

山口県文化芸術審議会規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百四号

山口県文化芸術審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県文化芸術振興条例(平成十九年山口県条例第五十五号)第二十二条第四項の規定に基づき、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、環境生活部文化振興課において処理する。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

別記第十一号様式の添付書類3中「~~第五~~」を「~~第六~~」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百六号

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

山口県立衛生看護学院学則（昭和四十六年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第五十六条第一項に規定する」を「第九十条第一項の規定により大

学に入学することができる」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第五十六条第一項の規定に該当する」を「第九十条第一項の規定により大学に入学することができる」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百七号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則（平成六年山口県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第五十六条第一項の規定に該当する」を「第九十条第一項の規定により大学に入学することができる」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百八号

特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定に関する規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定に関する規則（平成十六年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

「第十一条」を「第十三条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百九号

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「第四十五条第三項」を、「第五十四条第三項」に改める。
第十条第二項第一号中、「高等専門学校又は大学」を、「大学又は高等専門学校」に改める。

別記第一号様式中

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

改める。

別記第九号様式中

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

平	姓	生年月日	年	月	日生	性別	男・女
を							

改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。ただし、別記第一号様式及び

別記第九号様式の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第六百五十一号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

表西岐波県営住宅の項を削る。



教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十四号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

1 級		2 級	
給料月額	円	給料月額	円
120,200	円	171,200	円
121,100	円	172,700	円
122,000	円	174,200	円
122,900	円	175,700	円
123,900	円	177,100	円
124,900	円	178,600	円
125,900	円	180,100	円
126,900	円	181,600	円
127,700	円	183,100	円
128,700	円	184,600	円

1 級		2 級	
給料月額	円	給料月額	円
121,600	円	172,600	円
122,500	円	174,100	円
123,500	円	175,600	円
124,400	円	177,100	円
125,400	円	178,500	円
126,400	円	180,000	円
127,400	円	181,500	円
128,400	円	183,000	円
129,200	円	184,500	円
130,200	円	186,000	円

別表第一中

129,700	185,700	131,200	187,000
130,700	187,000	132,300	188,300
131,500	188,400	133,100	189,700
132,500	189,600	134,100	190,800
133,500	190,800	135,100	192,000
134,500	192,000	136,100	193,200
135,600	193,300	137,200	194,400
136,800	194,600	138,400	195,600
138,000	195,900	139,600	196,700
139,200	197,200	140,800	197,800
140,300	198,300	141,900	198,800
141,500	199,600	143,100	200,000
142,700	200,900	144,300	201,200
143,900	202,200	145,500	202,400
145,100	203,600	146,700	203,600
146,600	204,900	148,200	204,900
148,100	206,200	149,700	206,200
149,600	207,500	151,200	207,500
151,000	208,800	152,600	208,800
152,500	210,100	154,100	210,100
154,000	211,400	155,600	211,400
155,500	212,700	157,100	212,700
157,000	213,800	158,600	213,800
158,800	215,200	160,400	215,200
160,600	216,600	162,200	216,600
162,400	218,000	164,000	218,000
164,200	219,200	165,800	219,200
165,900	220,500	167,500	220,500
167,600	221,800	169,200	221,800
169,300	223,100	170,900	223,100
170,900	224,200	172,500	224,200
172,300	225,400	173,900	225,400
173,700	226,600	175,300	226,600
175,100	227,800	176,700	227,800
176,600	229,000	178,200	229,000
178,000	230,200	179,600	230,200
179,400	231,400	181,000	231,400
180,800	232,600	182,400	232,600
182,100	233,800	183,700	233,800
183,300	235,000	184,900	235,000
184,500	236,200	186,100	236,200
185,700	237,400	187,300	237,400
186,800	238,600	188,400	238,600
187,900	239,600	189,500	239,600
189,000	240,600	190,600	240,600
190,100	241,600	191,700	241,600
191,200	242,700	192,800	242,700
192,300	243,700	193,900	243,700
193,400	244,700	195,000	244,700

に改める。

194,500	245,700	196,100	245,700
195,600	246,700	197,200	246,700
196,600	247,600	198,100	247,600
197,600	248,500	199,000	248,500
198,600	249,400	199,900	249,400
199,400	250,400	200,600	250,400
200,300	251,200	201,400	251,200
201,200	252,000	202,200	252,000
202,100	252,800	203,000	252,800
203,000	253,600	203,800	253,600
203,700	254,200	204,400	254,200
204,400	254,800	205,000	254,800
205,100	255,400	205,600	255,400
205,900	255,900	206,300	255,900
206,700	256,400	207,000	256,400
207,500	256,900	207,700	256,900
208,300	257,400	208,500	257,400

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、改正前の教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて、平成十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十五号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中、「中学部又は小学部」を、「小学部又は中学部」に、「生徒又は児童」を「児童又は生徒」に改める。
第八章の二を削る。
別表の4の表を次のように改める。

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚園		小学部		中学部		高 等		攻 部		備 考	
			保育年限	幼児定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年定員	専攻学科	修業年限	第1学年定員		
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本校			6	3	3	普通科	3	22				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	3	普通科	3	53				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本校			6	3	3	普通科	3	25				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本校			6	3	3	普通科	3	22				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本校			6	3	3	普通科	3	33				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本校	3	25	6	3	3	普通科	3	16				
								産業情報科	3	8				
								生活情報科	3	8				
		下関分校	3	15	6	3	3	普通科	3					
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本校	6	6	3	3	3	普通科	3	38				
								産業科	3	—				
		みどり分校			6	3	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本校	6	6	3	3	3	普通科	3	58				
								産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本校	3	15	6	3	3	普通科	3	16	医療科	3	8	
								保健医療科	3	8	保健医療科	3		
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本校			6	3	3	普通科	3	25				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本校			6	3	3	普通科	3	22				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本校			6	3	3	普通科	3	19				

高等部産業科は、平成20年度から生徒募集を停止する。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。ただし、別表の4の表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第三一 大学卒の項第四号(1)中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

別表第七のイ 行政職給料表昇格時号給対応表中

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	38
41	39
41	39

を に改め

る。

別表第七の八 海事職給料表昇格時号給対応表中

42	40
42	40
43	41

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29

を に改め

る。

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35

別表第七の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改め

42
42

41
42

る。

別表第七のハ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

43
43
44
44
45
45
46
46
46
47
47

を

42
42
43
43
43
44
44
45
45
46

に改め

る。

別表第七のチ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に

42
43
44
45
45
46

41
42
42
43
43
44

46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
49	47
49	48
50	48
50	49
50	49
51	50
51	50
51	51
52	51

を
に改め、

154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			

を削る。

168			
169			

別表第七のり 教育職給料表(昇格時号給対応表中

150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			

を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十九年十二月二十六日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第七の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一こころの医療センターの項及び精神保健福祉センターの項中「三〇六、七〇〇円」を「三〇八、八〇〇円」に改め、同表の備考3中「第七十五条」を「第八十一条第二項及び第三項」に改める。

別表第二の三の表二級の項中「八、五〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、別表第二の六の表一級の項中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の備考3の改正規定は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

2 この規則（別表第一の備考3の改正規定を除く。）による改正後の給料の調整額に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の十四」を「百分の十四・五」に、「百分の六」を「百分の六・五」に、「百分の五」を「百分の五・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の調整手当に関する規則の一部を改正する

規則附則第二項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 再任用職員 六月に支給する場合には百分の七十（特別管理職員にあつては、百分の九十）、十二月に支給する場合には百分の八十（特別管理職員にあつては、百分の百）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、平成十九年四月一日から適用する。